## 平 成 29 年

# 奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第2回定例会 11月14日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

# 平成 29 年第 2 回 奥州金ケ崎行政事務組合議会 定 例 会 会 議 録

#### 平成29年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

#### 議事日程第1号

平成29年11月14日(火)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金 不足比率の報告について
- 第6 議案第1号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第2号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正 予算(第2号)
- 第8 議案第3号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第4号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益 の処分及び決算の認定について

#### 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金 不足比率の報告について
- 第6 議案第1号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第2号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正 予算(第2号)
- 第8 議案第3号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第4号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益 の処分及び決算の認定について

#### 出席議員(13名)

 議長
 渡辺
 忠君

 1番
 千葉
 敦君

廣 野 富 男 君 2 番 及 川 君 3 番 佐. 4 番 菅 原 圭 子 君 5 番 有 住 修君 6 番 髙 橋 政 一 君 7 番 冏 部 加代子 君 8 番 中 澤 俊明 君 9 番 今 野 裕文 君 葉 正 男 10 番 千 君 11 番 内 田和良 君 12 番 千葉和美君

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 玾 者奥州市長 小 沢 昌 記 君 副 管理者金ケ崎町長 髙 橋 由 君 副 管 理 者 奥州市副市長 及川新太 君 監 査 委 員 朝 倉 栄 君 事務局長 渡 辺 和 也 君 企画総務課長 鈴 木 敏 郎 君 施設管理課長 兼長寿命化事業推進室長 菅 原 優 君 水質管理課長 千 葉 美隆 君 会計管理者兼出納室長 志 村 幸 弘 君 消 防 長 阿部保之 君 光 男 消防次長 兼予防課長 千 田 君 平 消 防 次 長 兼消防救急課長 裕 司 君 消防総務課長 小野寺 和則 君 水沢消防署長 葉 直 君 江刺消防署長 菅 野 一 美 君 消防救急課主幹 兼危機管理室長 菊池 亮 君 消防救急課主幹 兼通信指令室長 及川一彦 君 企 画 総 務 課 課長補佐兼企画係長 松田好正 君 企 画 総 務 課 課長補佐兼財政係長 千 田 俊 輔 君 施 設 管 理 課 課長補佐兼管理係長 馬場 隆 君

水質管理課 課長補佐兼水質保全係長 菊 地 耕 也 君 消防総務課 課長補佐兼人事係長 志 和 純 君 企 画総務課 副主幹兼総務係長 藤 原 丈 司 君 水質管理課 浄 水 係 長 菅 原 敏 幸 君 施 設管理課 長寿命化事業推進室主任 鈴 木 伸 司 君

- 3 -

#### 議事

#### 午前10時 開議

○議長(渡辺忠君) これより平成29年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

○議長(渡辺忠君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、8番中澤俊明議員、9番今野裕文議員の2名を指名いたします。

~~~~~~()~~~~~~()~~~~~~()~~~~~~~

○議長(渡辺忠君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限 りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

○議長(渡辺忠君) 日程第3、諸般の報告を行います。

行政視察報告及び監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等5件の送付を受けております。 これをもって報告を終わります。

~~~~~~()~~~~~~()~~~~~~()~~~~~~~

○議長(渡辺忠君) 日程第4、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、7番阿部加代子議員。

#### [7番阿部加代子君登壇]

○7番(阿部加代子君) 7番阿部加代子です。通告しておりました2件について質問いた します。

1件目、災害対応能力の向上についてお伺いいたします。地震、火災、豪雨など災害が発災した場合、その状況を把握し、的確に対策を立て、実行に移すことが行政に求められます。 その最前線は消防本部です。災害が起きた際、撮影用ドローンを使って被災状況を確認し、 災害の規模や範囲を特定することが可能になってきました。山や川での人命救助にもドロー ンの活用は期待されております。当消防本部へのドローンの導入について、どのように検討 されているのかお伺いをいたします。

2件目、大規模火災防御計画についてお伺いいたします。消防庁では、全ての消防本部で 危険地域の指定と火災防御計画の策定を今年度中に目指すとしています。当消防管内の危険 地域の指定、消防水利確保の計画策定の状況、火災防御計画の策定についてお伺いいたしま す。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長(渡辺忠君) 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者(小沢昌記君) 阿部加代子議員のご質問にお答えをいたします。 2 件の質問を頂戴いたしました。

1件目のドローンの活用についてご答弁申し上げたいと思います。災害対応能力の向上に係るドローンの活用については、水難事故、山岳遭難事故などにおける要救助者の捜索、建物火災における延焼阻止線の設定及び山林火災における延焼範囲の確認、交通事故現場及び土砂災害現場の状況把握が容易にできる機材であるというふうに認識をしており、新しい技術を使ってのドローンの活用は全国的にも注目されているというふうに認識をしているところでございます。

一方で、操縦者の技能の習熟、電波干渉などの課題の解消も必要であるということで、すばらしいテクノロジーであるということは認識しているものの、それに対応する課題を解決する必要があるというふうに考えているところでございます。よって、導入に向けて課題の抽出を行うとともに課題を見きわめ、その改善策を検討することにより、運用についてどのような対策をすべきか、しっかりと検討していきたいというふうに考えているものでございます。

次に、2件目の大規模火災防御計画の策定についてお答えをいたします。平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を踏まえた木造建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域の指定及び当該地域の火災防御計画について、今年度中に策定するよう総務省消防庁から岩手県を通じて通知が発出されているところでございます。

大規模火災防御計画の基礎となる危険地域の指定については、当消防本部の警防計画に盛り込んでいるところでありますが、通知を受けて消防車両の進入が困難な地域、消防車の水利確保が困難な地域を危険地域に抽出するなど、通知の条件に当てはめたゾーニング作業をただいま実施しているところでございます。

大規模火災防御計画の策定については、危険地域の道路状況、水利状況を十分に分析し、 県内消防相互応援に関する協定に基づき派遣される応援消防本部及び緊急消防援助隊を含め た消防力を有効に活用できるよう、計画を策定してまいりたいと考えております。

危険地域の指定作業と並行して消防水利を確保する必要があるため、既に締結しておりま

す関係協力機関との災害時の消火用水供給に係る協定に基づき、水利供給体制の変動の確認など連絡を密にし、有事に対し万全の体制で臨めるよう、しっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡辺忠君) 7番阿部加代子議員。
- ○7番(阿部加代子君) 再質問させていただきます。

まず、ドローンの導入についてでございますけれども、電波の関係、また操縦の関係につきまして課題を今後抽出しながら活用に向けて検討されるようでございますけれども、電波の干渉につきましては、通信業界とそれぞれの自治体、または組合のほうとか、しっかりと連携をされるとスムーズにいくのかなということで、さまざまな事例、先進地もあるようでございますので、その辺を確認しながら進めていっていただければというふうに思います。

それから、操縦でございますが、各消防学校、全体55校のようでございますけれども、総務省消防庁のほうでドローンの活用を目指して消防学校にも配置をされるというふうに聞いております。消防団に向けて、それは操縦のあり方を勉強するわけでございますけれども、そこの消防団、そして消防署のほうでもしっかりとその操縦について、今後必ず必要になってくる機器でございますので、操縦に関しても消防のほうでしっかり訓練をしていく必要があるというふうに考えます。今ドローンの機器は日々進化しているようでありますので、ドローンを買って活用するということではなく、リース方式なり、そういうものでしっかりと訓練を重ねながら、いざというときにドローンの活用ができるというような体制をしっかりと整えておくべきではないかというふうに考えますけれども、その点についてもう一度お伺いをいたします。

それから、防御計画についてでございますが、危険地域の指定をしっかり進めていただくということでございますが、この地域に指定になりました際にはしっかりその地域の皆様、住民の方々に周知をしていただければというふうに思いますけれども、この点できるものなのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

水利の確保につきましては、それぞれの町、市のほうで取り組まなければならないものでありますので、水利の確保につきましてはそれぞれの自治体にも要請をしながら、消防本部として取り組みをされてはいかがかというふうに思いますが、この点についてもう一度お伺いたします。

○議長(渡辺忠君) 小沢管理者。

○管理者(小沢昌記君) ドローンの導入につきましては、登壇して述べたようにその効果 は大きく私としても認めるところでございますので、この組合というふうな立場でいえば、 特にも消防本部におけるドローンの活用方法についての検討ということでございますが、議員再質問の部分においては消防団、要するにそれぞれの地域、あるいはそれぞれの市、町の 消防団というふうな分でも大きく活用が見込まれるのではないかというような趣旨のご発言

であったというふうに思っております。今日の議会とすれば組合議会でございますので、消防本部における活用がどうあるべきかということと併せ、常備消防と連携して対応していただいている市、町の消防団とのドローンの活用というような部分についても幅広に検討していく必要があろうというふうに思っております。

また、質問の中でご示唆いただきましたけれども、電波干渉の部分等々につきましては、 さまざまな連携をもって改善できる旨があるのではないかということでございます。このこ とについても当方でしっかりと検討しながら、どういうふうな形の対応がよろしいのかとい うふうな部分について前向きに検討してまいりたいというふうに考えているところでござい ます。

火災防御計画、策定するのは当然であるけれども、計画ができ上がっても住民がそれを十分に知っていなければ、それは満足いくものにはならないので、PRについてしっかりと市、町のレベルで対応すべきであろうという旨のご質問であったというふうに受け取りました。この部分については、しっかりとそれぞれの市、町の担当のほうに組合のほうからもお話をしながら防御計画ができ上がり、それが実効性のある計画になるよう力を尽くしてまいりたい、このように考えているところでございます。

- ○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。
- ○消防長(阿部保之君) ただいま管理者のほうから、るる説明いただきました。

消防水利の確保につきましては、国の基準で消防水利の基準というものがございます。この基準に達していない地域、そういった地域の消防水利につきましては、岩手県南生コン業協同組合とミキサー車による消火用水の供給協定を締結してございますので、その締結の中身について再度確認しながら万全の体制を組んでまいりたいと考えております。

○議長(渡辺忠君) 次に、1番千葉敦議員。

#### [1番千葉敦君登壇]

○1番(千葉敦君) 1番千葉敦です。私は、さきに通告した胆江広域水道用水供給事業について管理者に質問いたします。

胆江広域水道用水供給事業は、胆江広域水道企業団において平成2年に事業認可されました。この中では平成12年4月から供給開始し、平成22年度、1日当たり4万3,500立方メートル供給の予定でした。平成22年度までに胆沢ダム建設の遅れに伴い、整備計画が3度変更されました。そして、平成26年から1日当たり1万4,600立方メートルで本格供給されました。日本共産党議員団は、この間事業計画がつくられた平成2年から過大設備計画だとして事業の見直しを提言、水道企業団議会、行政事務組合議会でたびたびこの問題を取り上げ、繰り返し見直しを求めてきました。当初の計画より供給水量が少ないために、1日当たり2万8,000立方メートル分の設備が過剰となっています。5月22日の議員全員協議会及び臨時会で、平成28年度の料金改定の過程で明らかとなった、この2万8,000立方メートル分に当たる未稼働資産などの課題を解消する枠組みを構築し、経営確立の見通しを立てることから、経営改

善の合理的、客観的かつ専門的な方策の提言を求めるとして外部委員を入れ、経営改善委員会を設置いたしました。11月6日の議員全員協議会では、その経営改善検討委員会の中間報告の政策提言が示されました。この政策提言については、後日、11月30日に改めて説明会が行われますけれども、きょうの一般質問では、この胆江広域水道用水供給事業経営改善検討委員会の検討状況について伺います。

さらに、これを受けての経営改善の大きな方向性について管理者の見解を伺います。

この問題が起こった要因には以下2つのことがありまして、1つはダム建設の大幅な遅れがあり、これには国の責任が大きいと思います。また、過大な整備計画を策定し、推進してきた歴代の管理者や各市町村の首長にも責任があると思います。この2つの要因について管理者の見解を伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長(渡辺忠君) 小沢管理者。

[管理者小沢昌記君登壇]

○管理者(小沢昌記君) 千葉敦議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の1点目にある胆江広域水道用水供給事業経営改善検討委員会の検討状況について、まずはお答えをいたします。この検討委員会は、総務省地方公営企業等経営アドバイザー2名を含む9名の委員を委嘱し、平成29年6月22日を皮切りに11月2日まで計4回の委員会を開催してまいりました。検討委員会では、4つの提言を柱に議論がなされました。

まず1点目として、将来の給水人口を見通した事業計画の見直しであります。将来推計に基づく人口減少や節水器具の普及によって圏域全体の1日最大水需要量の見通しは、目標年度において当初計画の8万9,794立方メートルから5万6,440立方メートルへ減少する見通しでありますが、構成市町の脆弱な自己水源の実態に鑑み、将来の広域受水からの給水量となる4万3,500立方メートルの権利は担保すべきであるとの意見があり、現在の計画目標年度を20年ほど延長する方向で検討されております。

2点目は、建設仮勘定を早急に廃止すべきと指摘されております。その理由は、建設仮勘 定に計上している資産は、その起債の償還財源を用水供給料金で回収できないため、新たな 起債で償還をしていることにあることから、早急に廃止すべきとされているところでござい ます。

3点目は、建設仮勘定を廃止することに伴い、その資産の取得に要した費用は減価償却費という形で用水供給料金で回収していくことになりますが、住民生活に大きな影響が出ないよう、その料金を抑制するための手段を検討しております。しかしながら、どのような料金抑制の手法を実施しても本勘定への振替額は40億円から60億円台と見込まれているため、用水供給料金の値上げは必至であると判断されております。

4点目は、この用水供給料金の値上げをさらに抑制するため、一般会計からの出資という 形で繰り出しをしてもらうよう要請を検討してはいかがかというものであります。これまで の議論の到達点といたしましては、既に整備をした資産の償却に必要な財源調達のための用水供給料金の値上げは、やむを得ないという共通理解の上で、現在の水需要者からどこまで料金として負担いただくことが妥当か、また構成市町に対し、どの程度出資を要請できるかなどが今後の議論の中心になっていくものと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えをいたします。胆沢ダム建設工事の延期については、基本計画の変更の告示が平成12年にあり、この告示に際してはあらかじめ特ダム法の定めにより、同年1月に岩手県やダム利水者などの全ての関係人からの同意を得て計画を変更しており、国土交通省が法に基づく適正な手続を経てダムの工事を進めてきた事実を踏まえると、水道事業管理者として国の責任についてコメントを述べる立場にないものというふうに考えております。胆沢ダムの完成が当初計画より14年遅れたのは事実でありますが、洪水被害の防止、農業用水の安定供給、用水供給事業の安定水源など総合的に勘案いたしますと、流域住民にとって胆沢ダムから享受する公益は極めて大きなものがあると考えております。

次に、第3点目のご質問にお答えいたします。胆江広域水道用水供給事業計画は、昭和51年から昭和60年までの10年間の給水人口や給水普及率等の実績を基本データとして利用し、データをもとに全国的にも広く利用され、その多くの自治体で採用されている水道設計指針に従って事業計画を策定したものであります。

計画策定に当たって給水人口の予測では、要請を受けた構成市町ごとに1次式や増加率式などの予測式を当てはめ、最適な予測式をもとに細心の注意をもって導き出しており、その結果、当時は胆江圏域の最終目標年度の給水人口は、平成22年で15万1,856人と推計されたものであります。

また、1日最大水需要量の推計は、厚生労働省通達に基づき、有効率90%という目標値を 設定し、生活用水、業務営業用など4つの項目ごとにそれぞれ積み上げを行い、平成22年で 8万9,794立方メートルの水が必要とされたものであります。

この結果、1日最大水需要量8万9,794立方メートルのうち、構成市町の自己水源で4万6,294立方メートルを充足し、不足する分の4万3,500立方メートルを広域用水で供給していくこととなったものであります。

以上の結果から、脆弱で不安定な自己水源に悩まされていた構成5市町は安定的な用水の 水源としてダム受水を決断し、慎重な推計のもとに利水量を決定しており、当時の判断にお いては適切なものであったと私は認識をしております。

また、この事業を進めるに当たっては、構成市町の責任水量が明示された規約を含む広域 水道企業団の設立、事業認可の議決などの必要とされる所定の手続を全て経て設立した経過 から考えて、水道企業団に参加した構成5市町の首長も議会も4万3,500立方メートルの水量 の必要性を認めてきたものであり、当時の政策判断に大きな瑕疵があったものというふうに は考えていないところでございます。

○議長(渡辺忠君) 1番千葉敦議員。

○1番(千葉敦君) それでは、再質問させていただきます。

先ほど登壇しても述べましたが、この中間報告については後日改めて説明会がありますので、個々の内容については踏み込みませんけれども、この報告の中でも建設仮勘定を全て廃止した場合に、水道供給料金が奥州市においては161%、金ケ崎町にあっては308%と高騰してしまうと、そのために減損損失をやっていくのだという報告でありますけれども、その中で4つの案がありましたけれども、その中には方法の3つ、4つあったわけですけれども、その中では議会の議決も必要である、そういったことですけれども、将来地域住民から訴訟等の経営責任が問われるのではないかという評価もありました。それについてだけちょっと詳しく教えていただきたいと思いますし、私は4つも案あるわけですけれども、最終受益者である地域住民への負担はやはり最小限に抑えるべきだというふうに思いますので、それについてお答えをいただきたいと思います。

それから、現在第3期と第4期の整備計画については保留、凍結状態でありますが、これについての今後の考えを伺います。

- ○議長(渡辺忠君) 小沢管理者。
- ○管理者(小沢昌記君) ここは、議員、組合議会でございますから、最終受益者というふうな部分に対しては、結局それぞれの首長の判断ということでございますので、そのご質問にはこの議会の上においては、私とすれば管理者という立場で今日は出席しておりますので、お答えはできないと。ただ、考えとすれば大いに納得できるなというふうな感想を持ったところでございます。

基本的な部分のところ、例えば公営アドバイザーからの指摘のコメントもお渡しした資料には載っておりますが、その考え方につきましては担当のほうからお答えをさせていただきます。

また、後段でのご質問の部分でございますが、4万3,500立方メートルを基本としていて、それのために4万3,500立方メートルを水として供給できる体制を整えるためには第3期、第4期の浄水場を整備しなければならないというのはそのとおりでございますけれども、基本的に組合といたしましては、構成する市、町がどの程度の水需要があるのかということにおいて、それを確約していただくというふうな形の中で、3期、4期工事が進められるもの、進めていかなければならないものということでございますので、組合とすれば事業を延伸し、そして水を利用していただく構成市町がどのような水需要のもくろみを持っておられるかというふうな部分を丁寧に協議した上で、その合意のもとに3期、4期工事は進められるべきものというふうに考えていることから、組合として独自に3期、4期工事を積極的に進めていくというふうな立場にはないというふうに考えているものでございます。

- ○議長(渡辺忠君) 渡辺事務局長。
- ○事務局長(渡辺和也君) それでは、私のほうからは過般の減損損失の手法における経営 アドバイザーの評価についてお答えをさせていただきます。

まず、今回検討委員会で議論をしておりますのは、いわゆるこれまで未稼働資産として中間勘定に置いてきた資産を本勘定に振りかえようといたしますと、単純に97億円余の資産を本勘定に振りかえようとすると大変大きな値上げを求めざるを得ないというのが明らかになってまいりました。したがいまして、それだけの値上げは恐らく住民負担として求めるのは無理だろうというのがこれまでの検討委員会で議論をされてきた内容であります。

そこで、ではできるだけその中間勘定に置いてきた資産を本勘定に振りかえる際に、簿価をできるだけ、いわゆる低く抑えていくことで用水供給料金を抑制することができないだろうかというふうなことで出てきたのが、今回の4つの減損損失処理の会計を行って料金を安くしようという案であります。

議員がご指摘のとおり、この4つの案は、いずれにいたしましても全て議会の議決が必要な会計処理であります。全て必要であります。特に資本金を減資するということになりますと、これはこれまで構成市町から建設工事のたびにいただいてまいりましたお金を、いわゆる出資していただいたお金を使ってこの中間勘定に計上してきた資産の簿価を減ずるという手法でありますから、当然のことながら4万3,500トンという水が必要だという前提で工事を進めてきたものを、現実的にはさまざまその後の社会情勢の変化によって、今々すぐのところはそれだけの水の量を使わない見通しになってきましたということを議会や住民の皆様方にしっかりと説明をさせていただいた上で、どの程度その資本の取り崩しが、いわゆる妥当な数字になるだろうかというのが多分これから検討委員会でも、あるいは今後行政事務組合、あるいは構成市町の議会に、皆さん方におきましてもそういった説明をどういう形でしっかりと丁寧にやっていくかというのが多分大きなポイントになっていくだろうなというのがこれまで検討委員会で話し合われてきた内容であります。

したがいまして、最終的にいわゆる会計処理を行う際にはどういう手法をとるにしても、 多かれ少なかれ当時のもくろみと、今こういうふうな状況になってきているというふうなことでのさまざまな社会情勢の変化なり、あるいは当時こういう判断で、こういうふうにやって、こういう水利をはじき出し、平成22年の再評価ではそれがこのように変わってきましたという辺りを丁寧に説明していく必要はあるだろうというふうに考えておりますので、それにつきましては今回予定しております11月30日の説明会におきまして、なお丁寧にお話をさせていただければというふうに思っております。

それから、あわせてこの第三者評価の部分につきましてでございますが、これは現在私どもの経営改善検討委員会のさまざまな議論されている内容を公益社団法人日本水道協会の専任の公認会計士である経営アドバイザーに、この案についてさまざまな法的安定性というものについて疑義が生まれないように、どういう手法がいいのだろうかというご相談をしている中で寄せられている第三者評価でございます。したがいまして、この第三者評価が全てというふうに我々思っておりませんで、いずれ参考の一つの考え方にはなろうかと思っておりますけれども、最終的にはこれはあくまでも組合議会の皆様方とのご相談の中で、具体的な

手法は決定されていくものというふうに考えております。

また、3つ目のご質問でございますが、先ほど管理者がお答えいたしましたように3期、4期工事のいわゆる今後の計画についてということでありますけれども、経営改善検討委員会では平成40年度において、現在構成市町からは1万4,600立方メートルの水があれば当面は間に合うというご回答をいただいておりますので、今経営改善検討委員会ではこの3期、4期の計画を新たに今後やるというふうなことは全く議論をされておりません。

以上でございます。

- ○議長(渡辺忠君) 1番千葉敦議員。
- ○1番(千葉敦君) 管理者の登壇してのご答弁の中で、当初の胆江広域水道企業団での水量の策定状況について詳しくご説明ありましたけれども、ダムの遅れ等は国の政策の中で行われてきたもの、そしてそれぞれの受益者の了解のもとに行われてきたのでということではありましたけれども、結果として供給水量が減ったことが大きな原因であると思うのです。その当時、計画したときには国なりの指針に基づいて予測を立てて行ったのですけれども、それが上振れの推計ではないのかなという私は思いがするわけですけれども、そういった将来の予測に関して見通しの甘さがあったのではないか、あるいはその甘さが指摘された中での、例えば先ほども述べましたが、3度整備計画が変更されているわけですが、縮小に、少しでも本格的な、大きな導水管の整備直前にもきちっと検討すべきではなかったかなと思いますが、それについての判断に私は誤りが若干あったのではないか、そのための責任があるのではないかなと申しましたが、それについてもう一度伺います。
- ○議長(渡辺忠君) 小沢管理者。
- ○管理者(小沢昌記君) 現状において過去を振り返ったときに、その過去の計画と現状に大きな乖離がある。よって、その過去における判断が果たして適切だったのかと振り返ることは、これは決して間違ったことではないというふうには思いますが、先ほど登壇して述べましたとおり、当時の判断とすれば、その当時でき得る範囲の確認と、そして全ての同意を得た形の中で、その事業一つ一つが推進されてきたということでございます。首長1人が全てを決定し、あるいは管理者1人が全てを決定し行われてきたというものではなく、あくまでも合議の中で導き出された結論をもって事業を推進してきたというふうに私は認識しておりますし、そのような旨、登壇してお答えをしたところでございます。よって、千葉敦議員の立場として、そういうふうなご見解があるものという部分については、これはそれなりのご見解であるというふうに思いますが、私とすればそのような見解には至っていないという立場でございます。
- ○議長(渡辺忠君) 1番千葉敦議員。
- ○1番(千葉敦君) 最終的にというか、現状として用水の供給料金をある程度引き上げなければならないという状況にあるわけですけれども、それは幾らかでも圧縮して、最終受益者の用水、組合からの供給料金の引き上げを幾らかでも抑えることによって最終的な受益者

の負担が減るわけですので、その辺の検討をさらに推し進めていただきたいと思いますが、 それについて改めて伺って終わります。

- ○議長(渡辺忠君) 小沢管理者。
- ○管理者(小沢昌記君) そのことについては、最も最重要な課題であるというふうに思っております。私は、きょうは組合議会の管理者としてお話をさせていただいておりますので、組合とすれば、それぞれの構成市町における要望をかなえる形で、組合がその仕事を受け事業を実行したという立場にございますので、私どもとすれば構成する市町がそれに連なる住民、市民の皆様において、どのような政策を展開していけばいいのかというふうな部分に大きな注目をしているところでございますが、管理者とすれば安定的な水道用水の供給に資する、しっかりとしたご負担を構成市町に求めるしかないということでございます。構成市町においては、それぞれの判断において住民理解が最大限得られるよう努力を図り、その対応の最高なるものを生み出していただくというか、要するに住民負担が最大限軽減される、そのような方向で対応していただくよう期待をするところでありますし、また市長であるというふうな立場もございますので、私とすればそのように判断をしていくべきもの、いってほしいものというふうに管理者としては強く思うところでございます。
- ○議長(渡辺忠君) 以上で一般質問を終結いたします。

○議長(渡辺忠君) 日程第5、報告第1号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域 水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

- ○管理者(小沢昌記君) 報告第1号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。
- ○議長(渡辺忠君) 渡辺事務局長。
- ○事務局長(渡辺和也君) それでは、私のほうから報告第1号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、毎年度、前年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付して議会へ報告するとともに、住民への公表が義務づけられているものでございます。

資金不足比率は、営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでございますが、この比率が経営健全化基準20%以上となった場合には経営健全化計画を策定し、健全化を図るための方策を実施しなければならないものとされているところでございます。平成28年度におきましては資金不足が生じておりませんので、比率の数値が出ていないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(渡辺忠君) ただいまの報告に対しまして質問ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) 質問なしと認めます。以上をもって報告第1号を終わります。

○議長(渡辺忠君) 日程第6、議案第1号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計 補正予算(第2号)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者(小沢昌記君) 議案第1号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算(第2号)を事務局長からご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。

なお、以下議案第2号から議案第4号までにつきましても、同様に事務局長からご説明申 し上げますので、あわせてご了承をお願いいたします。

- ○議長(渡辺忠君) 渡辺事務局長。
- ○事務局長(渡辺和也君) 議案第1号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正 予算(第2号)をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、繰越金の確定、異動などによる職員給料等の増額、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事に伴う資格者配置による委託料の追加、リサイクル資源物保管施設建設に係る地質調査等の委託料の計上等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,232万円を追加し、補正後の予算総額を31億5,753万3,000円とするものであります。

4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正であります。債務負担行為補正につきましては、平成30年4月からの胆江地区衛生センター施設の運転業務の委託に係る準備期間等を確保するため、ごみ焼却施設運転及びし尿処理施設運転を追加し、それぞれ期間及び限度額を設定するものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、6款繰越金、1項繰越金は平成28年度決算の確定により6,232万円を追加するものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出についてでありますが、2款総務費、1項総務管理費は、異動等による職員の人件費の増額により1,218万9,000円を増額するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費は、異動等による職員の人件費等の減額により78万7,000円を減額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、同じく異動等による職員の人件費の減額、胆江地区広域 交流センターの空調機故障などによる修繕料の追加等が主な内容で、469万5,000円を減額す るものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。2項清掃費は、異動等による職員の人件費の増額、

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事に伴う資格者配置による委託料の追加、経年劣化による最終処分場設備の補修に係る修繕料の追加、リサイクル資源物保管施設建設に係る地質調査等の委託料の計上などが主な内容で、1,205万7,000円を増額するものであります。

5 款消防費は、異動等による職員の人件費の増額が主な内容で、1項総務管理費を974万7,000円、2項消防費を185万2,000円、それぞれ増額するものであります。

14ページ、15ページをお開き願います。 7款予備費は、歳入から歳出の経費に財源措置した残額3,195万7,000円を追加するもので、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申 し上げます。

- ○議長(渡辺忠君) ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。 7番阿部加代子議員。
- ○7番(阿部加代子君) 補正予算書の12ページにございますごみ焼却施設長寿命化事業費 に関連をしてお伺いしたいというふうに思います。

今回は、リサイクル資源物保管施設建設に係る地質調査等の委託料の計上がこの中に入っているわけでございますけれども、この前行われました全員協議会の中でピットの改造でありますとか、リサイクル資源物保管施設を新たに建設しなければならない等、ごみの焼却施設長寿命化にかかわる事業に関しまして、さらなる経費のご説明をいただいたところではありますけれども、長寿命化に関しまして質問させていただきたいというふうに思います。

これも長寿命化をやるということの決定ではございますけれども、こういうさらなる予算の計上に関しまして、本来はもっと詳細に調査をされ、そして比較をすべきではなかったのかというふうに思います。長寿命化をする、または新設をする等、そのときの説明のときにやはりピットの改造も必要ですよとか、改良も必要ですよとか、リサイクル施設も建てなければならないことになりますということを前もってある程度住民の皆様、そして議会に対しても説明をいただいた上での比較でなければならなかったのではないかという思いがございますけれども、ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

それと、この長寿命化に関わりまして、新たに蒸気のタービン施設の建屋を建てるわけでございますけれども、発電施設をつくるわけですけれども、発注支援業務の打ち合わせの会議録を見せていただきました。その中で、東北電力との協議の結果、売電が困難な状況のため、発電量についても必要に応じて見直すことというふうに全都清さんのほうからのご指摘をいただいておりますが、売電が困難な状況になったことについて、詳しくこの協議の中では示されておりませんので、どのような経緯があったのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、長寿命化計画ということで、今後平成32年には工事が終了いたします。しかし、 その後建屋のほうが大変古くなるということで、1億円以上の補修工事が見込まれておりま すけれども、やはりそういうことも含めてしっかりと住民、それから議会に対しても説明を すべきではないかというふうに思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) 7番阿部議員のご質問にお答えした いと思います。

ご質問、大まかに分けまして2点あったものと考えてございます。まず1点目でございますが、先般の協議会におきましてご説明申し上げました資源の保管施設、それから区域外の処理費用、ピット改造等々の費用について、あらかじめ早い段階でご説明するべきではなかったのか、そういったご質問だと考えてございます。

今回の基幹改良工事、特にも工事の計画につきましては、やっと計画が確定した部分でございます。基幹改良工事に伴い発生する休炉期間中のごみの受け入れを課題と捉え、区域外処理や一時保管の保管方法の検討等を進めていると、そのことにつきましては昨年度以降ご説明を申し上げてきたものでございます。ごみ焼却施設の休炉時期、また休炉期間等が確定いたしましたので、休炉対応に係る作業、それから費用等についてお示しすることが今回できたものでございます。特にも区域外処理につきましては、処理の委託先の団体の都合、予定等もございまして、なかなかごみの量、時期、金額について確定できず、現在に至ったというところでございます。

区域外処理先団体と協議、相談ができ、そのことによりまして区域外処理の量、費用を確定することができました。また、それをもってなお対応し切れないごみの量が判明いたしましたので、それに伴い、ごみピットの改造、それから一時保管施設の規模を確定することができ、ご説明申し上げたところでございます。

2点目でございますが、昨年度の業務委託の中で、東北電力と協議を行いまして売電が難しい、そういった旨の内容だと考えてございます。東北電力と協議いたしましたところ、北東北3県、こちらと南東北を接続いたします基幹送電線、そちらの容量がほぼ満杯といいますか、そういう状況で、売電するのは困難であろうと、そういった趣旨で発電量を下げるべきではないかという検討の指示といいますか、アドバイスを全都清からいただいたところでございます。

過般でございますが、朝日新聞の報道でも北東北と南東北を結ぶ基幹送電線、今現在の状況では数%から20%ほどしか使っていないというところもございまして、そういった報道もなされたところでございますし、また東北電力のホームページにおきましても、そちらの部分につきまして相談を受け付けるといいますか、検討、協議を受けることは可能だというような広報等も載ってございます。そういったところも今後東北電力と協議を重ねてまいりまして、発生する余剰電力、幾分ではございますけれども、そちらの売電のほうにつきましても検討作業、また協議作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長(渡辺忠君) 7番阿部加代子議員。

○7番(阿部加代子君) 確かに休炉する際に、その際のごみをどうするのかということで、さまざまな協議が必要だったというふうには思いますけれども、やはり長期の対応を見据えて、このぐらいの費用がかかると、またこのくらいの協議も必要だということ、それから建屋との関わりについてはしっかりと住民説明が必要ではなかったか、また議会に対しても説明が必要ではなかったかというふうに思いますので、今後このごみ焼却施設、確かに県の考えもあったと思うのです。一関との合併といいますか、同じ施設を共有するとか、そういう県の計画もありましたけれども、今後はこの地域単独でやっていくということのようでございますので、そうであればこの焼却施設のサイクルが15年から20年ということでございますので、しっかりとした長期を見据えたある程度の計画を立てながら進んでいくべきではないかというふうに思いますが、この点についてもう一度お伺いをいたします。

それから、売電のことについてでございますが、東北電力さんのほうには決定権がなくて、 経産省のほうで売れるかどうかという決定権があるようでございますので、東北電力さんに しっかり相談をしながら、例えば余剰電力を買ってくださいということであれば安定しない ので、なかなか買えませんよということになるかもしれませんけれども、つくった電力を一 旦全て売りますと。安いほう、どちらがいいかは判断があると思いますけれども、高い電力 で売電をして売って安い電力を買うというようなケースも考えられなくないと思いますので、 そういう検討も必要になってくるのではないかというふうに思われますので、この点協議が できるものなのかどうか、お伺いをして終わりたいというふうに思います。

- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) ご質問にお答えしたいと思います。 ご質問の1点目でございますが、県の計画、平成11年に岩手県全域におきまして6ブロックにごみ焼却施設をまとめると、岩手県の計画でございました。大震災を経まして県南地区の検討協議会の中におきまして、ごみの広域化の方針が決定されたところであり、それぞれ 奥州、金ケ崎地区、一関、平泉地区、それぞれで当面の間は事業を進めるべきである、事業を進めなければならないと、そういった結論に基づきまして今回の事業を進めてまいったところでございます。

今議員ご指摘の今後15年、20年を見据えた形で事業を進めるべきではないかという部分につきましては、まさにそのとおりでございまして、こちらの衛生センターはごみ焼却施設のみではなく、それに付随する粗大ごみ処理施設、それからし尿処理施設がございます。こういった形で複数の廃棄物の処理施設がございますので、それぞれの供用期間、あるべき姿、そういったものも見込みながら計画を立て、事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次でございますが、売電、経産省に決定権、東北電力と協議をして発電部分、高く売って、 そして安く買うことはできないか、そういった検討をするべきではないかというご指摘だっ たと思います。こちらのことにつきましても、ただいま検討を進めているところでございま す。施設の建設につきましては、場内で使用する部分がまず8割、9割ではございますが、 余剰電力も発生するというふうに考えてございます。設計段階におきましては、場内で使う だけではなく、余剰電力、東北電力、経産省、こちらは電力を東北電力が買うと、そういっ た場合、いつでも切りかえるような形の発電設備、系統連系の仕組みを構築しようというこ とで、今設計段階を進めているところでございます。ということでございますので、可能な 時期になりましたら速やかに売電を開始したいとも考えてございますし、また売電ができな い場合におきましても、例えばソーラー発電でございましたら昼間だけの発電でございます が、ごみ焼却施設の発電は24時間連続運転でございますので、安定的に電力をつくることが できます。そういったごみ焼却施設の発電の特徴、そういったものを東北電力等々と協議、 アピールしながら、夜間電力の売電、そういった部分につきましても協議を進めてまいりた いなというふうに考えてございます。

いずれごみ焼却施設ではございますが、ごみを資源と捉えて今後事業を進めてまいりたい と考えてございますので、そのあたりにつきましては常に検討を進めていきたいなというふ うに考えてございます。

以上でございます。

○議長(渡辺忠君) 9番今野裕文議員の質疑は、休憩の後に行うことにしまして、ここで11時 20分まで休憩いたします。

#### 午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(渡辺忠君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第1号の質疑を続けます。

次、9番今野裕文議員。

○9番(今野裕文君) 1点だけお尋ねいたします。

ごみ焼却施設基幹改良工事に伴う資格者の配置の問題ですが、資格者が非常に少ないという中で、今回の補正で配置がなったとして、後に続く運転業務との関係で、今回配置が決まれば、自動的にとはいいませんけれども、法的にはちゃんとやるということになるのでしょうけれども、結局その業者にお願いせざるを得ないということになるのではないかなというふうに私は思うわけですが、今回のタクマの問題もありますので、そこら辺をどのように整理されているのかお尋ねをいたします。

- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) 今野議員のご質問にお答えいたします。

資格者の部分でございますが、BT主任、ボイラータービン主任技術者のことだと考えて ございます。現在組合正職員の中には有資格者はございません。今後議員ご指摘のように、 業務委託の中に主任技術者を選任して配置すると、そういった形で事業を進めていくことを 予定しているところでございます。

今回の業務委託期間5年間でございます。ボイラータービン主任技術者、こちらの資格取得のためには大学の機械工学部出身の者であれば、3年で受験資格を得ることになるものでございます。工事期間を含めた形での5年間の業務委託ということではございますが、その中で組合職員の中でボイラータービンの主任技術者の資格を取れるように、そういった形で職員の資格取得、育成に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、その業務委託、BT主任技術者を配置してしまえば、今回契約、12月にございますが、契約した業者が引き続き業務を継続してやっていくことになるのではないかという、そういったご指摘でございますが、そちらの部分につきましては、改めまして5年後、再度社会情勢等々を見ながらの部分もございますが、競争入札で対応してまいりたいというふうに考えてございます。BT主任を持っているプラントのこういった報酬、管理する業者、そういったところにつきましても今現在はかなりあるようでございますが、それでも一方、BT主任技術者というのはかなり不足している業種でございますので、そこを見据えながら職員の育成に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(渡辺忠君) 9番今野裕文議員。
- ○9番(今野裕文君) 今の答弁ですと、3年で組合で独自に職員を確保するということを前提にやるということのようですが、私がお伺いしたいのは、ここにあるBT主任技術者を配置する予算と、それから債務負担行為でやる委託の契約と一連のものになるのか。何となく見ると別なのだと思うのですけれども、形上は別だけれども、実際は一連で動かざるを得ないのではないかなというふうに私は思うわけですけれども、いろいろ疑義が議会でも出されていますので、そこはどのように整理になるのかなとちょっと余計な心配かもしれませんけれども、そう思いましたので質問したので、もう一度お尋ねします。ここで、補正で計上になっている委託料と、それから一番冒頭で出た債務負担行為の契約とは全く別なわけでしょう。そうすると、委託料で決まったBT職員を一旦決めてしまえば、何だかんだ言ってもその後もその関係者でやらざるを得ないということになるのでないかというふうに思うのですけれども、そこら辺はどうなのかということでもう一回お尋ねします。
- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) ただいまのご質問にお答えします。 今回補正予算で計上してございますのは、基幹改良工事を進める上で工事計画書の作成が ございます。その作成に際しましては、組合が選任するBT主任技術者が参与、参画すると いうことになってございまして、そのために今回の補正予算で計上しているというところで ございます。

それから、債務負担行為との関係性ということでございますが、あくまでもこちらの業務

につきましては平成29年度中の業務でございまして、平成30年4月以降、そちらの部分につきましては競争入札により業者を決定していきたいと。今回BT主任技術者の補正予算を計上しているわけでございますが、次回のごみ焼却施設の運転管理業務とは結びつかないとはっきり区別をして次回の契約に臨むというものでございます。

以上です。

- ○議長(渡辺忠君) 9番今野裕文議員。
- ○9番(今野裕文君) そうしたら、BT主任技術者は全く別の人になるということですか。
- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) 入札の結果によりまして別の業者が 落札した場合には当然別な方になるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(渡辺忠君) 質疑を終結いたします。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(渡辺忠君) 日程第7、議案第2号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域 水道用水供給事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長(渡辺和也君) 議案第2号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道 用水供給事業会計補正予算(第2号)をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入におきましては奥州市における用水使用料の見込みの減による用水供給料金の減額、収益的支出におきましては異動等による人件費の減、台風18号による浄水場のフェンス破損などに伴う修繕費の追加、収益減による消費税の減などについて補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量の補正でありますが、年間供給水量を338万6,532立方メートルに、1日平均供給水量を9,278立方メートルにそれぞれ補正するものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正でありますが、収入については第1款水道用水供給事業収益を5,540万7,000円減額し、総額5億713万9,000円とするものであります。内訳でありますけれども、営業収益の部分を5,540万7,000円減額しようとするものでございます。支出

につきましては、第1款水道用水供給事業費用を998万5,000円減額し、総額5億5,511万8,000円とするものであります。内訳といたしましては、第1項営業費用を563万1,000円減額し、第2項営業外費用を435万4,000円減額するものであります。

第4条の債務負担行為でありますが、平成30年4月からのたんこう浄水場の運転業務の委託に係る準備期間等を確保するため、期間及び限度額を設定するものであります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費を761万 4,000円減額し、1,434万2,000円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申 し上げます。

- ○議長(渡辺忠君) 説明が終わりました。ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。 9番今野裕文議員。
- ○9番(今野裕文君) ちょっと今、どこ見てメモしたのだかわかりませんけれども、年間供給水量が30.8%減ということなわけですが、3分の1ということになるのだと思うのですけれども、ちょっと常軌を逸しているなというふうに思うのですが、ちょっと前後の流れがわからないので、もう少しわかるように説明をいただきたいというふうに思います。
- ○議長(渡辺忠君) 千葉水質管理課長。
- ○水質管理課長(千葉美隆君) それでは、用水供給量の減について、前後の流れについて お答えいたします。

奥州市におきまして、奥州市内7つの配水池に用水を供給しております。そのうちの一つの水沢区の見分森の配水池の配水区内で、昨年度濁水が発生する事故がございました。原因は不明とはされてはおりましたけれども、配水池の築造工事が原因の一つと考えられたことから、配水池場内での工事中に万が一濁水が発生した場合の対策として、見分森配水区域を瞬時に区切れるように配水区域を縮小し、対応されておりました。工事終了後、今年度でございますけれども、奥州市の前沢区において配水管の洗管作業がございまして、その作業中、前沢区への配水量を確保するため、見分森のほうの配水区域を縮小したまま継続をされたことにより供給量が減ったものとなっております。

- ○議長(渡辺忠君) 9番今野裕文議員。
- ○9番(今野裕文君) そうしますと、その減った分は奥州市側で自己水源で充てて、来年度になれば……来年度、次年度以降についてはもとに戻るということですか。
- ○議長(渡辺忠君) 千葉水質管理課長。
- ○水質管理課長(千葉美隆君) 奥州市のほうと協議をいたしまして、配水管内に滞留をしていた古くなった水道水などを排出する必要がありまして、さらに配水区域の調整を行うため日数を要しておりますけれども、切りかえの区域の縮小を解除する時期が今年の12月ごろと見込まれてはおります。

以上でございます。

- ○議長(渡辺忠君) 9番今野裕文議員。
- ○9番(今野裕文君) 供給水量は、もとに戻るということなのですか。この30%の減が後に引くということはないのですか。
- ○議長(渡辺忠君) 千葉水質管理課長。
- ○水質管理課長(千葉美隆君) 見分森配水区域への量ですけれども、一番多い時期で1万3,000程度ございましたけれども、その量まで回復するかどうかについての見込みについてはお答えしかねるところがありますけれども、1万1,000程度は確保できるものというふうには感じております。
- ○議長(渡辺忠君) 質疑を終結いたします。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(渡辺忠君) 日程第8、議案第3号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計 歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長(渡辺和也君) それでは、議案第3号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

別冊の決算書の1ページ、2ページをお開き願います。歳入総額は30億5,026万3,323円、 歳出総額は29億6,664万2,574円、歳入歳出差し引き残額は8,362万749円であります。

3ページ、4ページをお開き願います。最初に、歳入の状況でありますが、収入済額、1 款分担金及び負担金25億1,701万8,724円、2款使用料及び手数料3億1,030万1,937円、3款国庫支出金689万76円、4款財産収入648万9,286円、6款繰越金9,478万1,049円、7款諸収入2,238万2,251円、8款組合債9,240万円であります。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。歳出の状況でありますが、支出済額、1款議会費148万9,144円、2款総務費9,208万1,353円、3款民生費3,595万9,390円、4款衛生費11億14万840円、5款消防費16億1,872万848円、6款公債費1億1,825万999円であります。

次に、歳入の主なものをご説明申し上げます。 9ページ、10ページをお開き願います。 1 款分担金及び負担金、1項分担金は、構成市町からの分担金25億1,701万8,724円であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料は7,067万7,709円で、休日及び夜間診療所の診療収入、 広域火葬場、広域交流センターの使用料であります。 11ページ、12ページをお開き願います。 2項手数料は2億3,962万4,228円で、衛生センターのごみ及びし尿処理手数料が主なものであります。

3款国庫支出金は、農林業系廃棄物の処理による国庫補助金、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金が主なものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。4款財産収入、1項財産運用収入は33万3,560円で、主に衛生センターの敷地貸し付けによる行政財産使用料であります。2項財産売払収入は615万5,726円で、粗大ごみの処理などにより生じる鉄くず売払収入が主なものであります。

6 款繰越金は9,478万1,049円で、平成27年度からの繰越金であります。

7款諸収入、1項預金利子は2万246円であります。2項雑収入は2,236万2,005円で、構成 市町からの派遣職員に係る負担金、高速道路からの搬入ごみ処理量、高速道路における救急 業務に係る支弁金、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金が主なものであり ます。

15ページ、16ページをお開き願います。8款組合債は、3消防本部共同による消防救急デジタル無線整備事業に係る消防債9,240万円であります。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。19ページ、20ページをお開き願います。1 款議会費、1項議会費は148万9,144円であります。

2款総務費、1項総務管理費は9,185万6,650円であります。

23ページ、24ページをお開き願います。 2 項監査委員費は22万4,703円であります。

3 款民生費、1項社会福祉費は3,595万9,390円で、介護認定審査会の運営費などであります。

25ページ、26ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費は1億5,608万3,225円で、休日及び夜間診療所、広域火葬場、広域交流センターの管理運営費が主なものであります。

33ページ、34ページをお開き願います。 2項総務費は9億4,405万7,615円で、衛生センターのごみ処理施設及びし尿処理施設、最終処分場の施設に係る管理運営費のほか、ごみ焼却施設の長寿命化に係る計画策定に関する経費が主なものであります。

45ページ、46ページをお開き願います。5 款消防費、1 項総務管理費は 2 億5, 308万6, 206円で、消防本部職員の人件費が主なものであります。

47ページ、48ページをお開き願います。 2 項消防費は13億6,563万4,642円で、消防署、分署等における人件費及び消防業務に係る経費のほか、 3 消防本部共同による消防救急デジタル無線及び消防指令センター整備事業に係る負担金が主なものであります。

51ページ、52ページをお開き願います。6 款公債費、1 項公債費は1 億1,825万999円で、衛生債及び消防債の元利償還金であります。

53ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。5、実質収支額は8,362万1,000円であります。

以上の内容となっております。何とぞ原案のとおりご認定を賜りますようお願いを申し上 げまして説明を終わります。

- ○議長(渡辺忠君) 説明が終わりました。ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。 7番阿部加代子議員。
- ○7番(阿部加代子君) 3点お伺いをいたします。

まず、主要施策の成果に関する報告書の3ページにありますストレスチェックについて、 この内容につきましてお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、決算書の32ページにございます残骨灰処理業務委託料1円についてお伺いします。排出者責任が問われる業務でございますので、この1円のあり方について以前にも指摘をさせていただいておりますが、この内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、3点目でございますが、行政事務組合といたしましてさまざまな車両をお持ち でございますが、ドライブレコーダーの設置状況についてはどのようになっているのかお伺 いをしたいというふうに思います。

- ○議長(渡辺忠君) 鈴木企画総務課長。
- 〇企画総務課長(鈴木敏郎君) 7番阿部加代子議員の1点目のご質問に対してご説明を申 し上げます。

ストレスチェックの内容についてということでしたので、ご説明をさせていただきたいと思います。近年ストレスを抱えている職員が増えてきているということで、職場においてストレスチェックを行うことが義務づけをされております。法律的には50人以上の雇用を抱えている事業主が行うことが義務づけされておりますが、当組合においては水沢消防署がそういう職場になっておりますが、当組合においては全職員を対象にストレスチェックを実施しております。28年度においては199名のストレスチェックを行いまして、各所属ごとに評価結果等について確認をいたしまして、安全衛生委員会等において情報共有を行っているところでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) 阿部議員、2点目のご質問、残骨灰の件につきましてお答えさせていただきます。

残骨灰1円で契約ということで、この件につきましては昨年度もご質問いただいたところでございます。昨年度のご指摘では、こちらの残骨灰処理業務につきましては、処理業者が持っていきまして有価物等々をそこから取り出し、そして残骨、お骨の部分につきましては埋葬しているという、そういった業務でございます。前回のときにもご指摘いただきましたが、1円でやっている残骨灰の処理業務につきまして、ほかの契約と抱き合わせ、一括で発注することはできないのかと、そういったご質問もありました。こちらの件につきまして調査いたしましたところ、岩手県内でもぽつぽつとほかの業務とあわせた形での発注というの

が進んでいるようでございます。特に市の部分におきましては、確認できたところ4団体ほどやっているというところでございました。組合といたしましてもそういったところを参考といたしまして、他の業務と抱き合わせといいますか、一括、複数業務で発注すると、そういった形の見込みを速やかに立てまして、次回の業務委託ではそういった方向で進めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

- ○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。
- ○消防長(阿部保之君) 7番議員の3点目の質問、ドライブレコーダーの設置状況についてご説明申し上げます。

消防車両、救急車両へのドライブレコーダーの設置につきましては、平成24年度の消防職員委員会において、そういった緊急車両につけたほうがいいのではないかという職員からの提案がございまして、以降の消防車両、救急車両の更新期に設置してございます。救急車が9台、消防ポンプが11台ございますが、半数以上、全てとまではいっていませんが、ドライブレコーダーを設置しまして安全運転の喚起、あるいは安全運転教育にその映像資料を活用しているところでございます。

- ○議長(渡辺忠君) 渡辺事務局長。
- ○事務局長(渡辺和也君) 私のほうからは、組合事務局のほうで保管をしております車両 にかかわるドライブレコーダーの設置状況についてお答えいたします。

現在のところ組合事務局のほうで管理をしております車両につきましては、ドライブレコーダーの設置はしておりません。

以上でございます。

- ○議長(渡辺忠君) 7番阿部加代子議員。
- ○7番(阿部加代子君) ストレスチェックにつきましてご説明いただきました。義務化に当たるのは水沢消防署のみですが、組合としては全職員を対象に行っていただいているということでございました。このストレスチェックでございますが、ストレスチェックをした後どうしていくかということが大変重要でございます。ストレスを感じている職員の方々を例えばお医者様に相談していただく、その後の流れがどうなっているのか、再度お伺いをしたいというふうに思います。

それと、昨今パワハラ、それからセクハラ、ハラスメントに対する意識が大変高くなってきておりまして、それらもストレスに感じることの一つの要因ではございますので、やはりそういうパワハラ、セクハラ、妊娠した女性に対してはマタハラというようなこともあるようでございますけれども、そういうことがされない職場づくりというのが大変重要でございますので、そういうハラスメントに対する意識、またその意識改革というものがどのようになっているのかについても重ねてお伺いをしたいというふうに思います。

2点目の残骨灰の処理業務でございますけれども、他の業務とあわせて発注をされるとい

うことで、発注の仕方を変えるということでございましたけれども、残骨灰に含まれますさまざまな有害物質に関しまして、処理業者がきちんと処理をされているのかどうかというところも確認しながら委託をされなければならないというふうに思いますので、その点も確認をされているのか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、ドライブレコーダーにつきましてですが、消防本部のほうでは半数がつけられているということでございますけれども、今後さまざまな事故等も発生しておりますので、全車両につきましてしっかりとつけていただければというふうに思いますけれども、管理者のご所見をお伺いしたいというふうに思います。他の先進地におきまして、こういう消防車両であったり、さまざま車両にドライブレコーダーがついていますよというステッカーを張っていただきながら回っていただくと、防犯の意識の高揚にもつながるというような事例もあるようでございますので、積極的な設置が求められているかなというふうに思います。そして、つけていますよということのPRも必要かというふうに思いますので、ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

- ○議長(渡辺忠君) 小沢管理者。
- ○管理者(小沢昌記君) 1件目、2件目の質問につきましては、それぞれ担当のほうから お答えをさせていただきます。

最後の質問のドライブレコーダーの部分でありますが、まずは出動回数、そして安全度等々を含めて消防車両については、未設置の車両についても計画的に設置できるよう、改めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございますし、またその他の車両についても防犯上さまざまなメリットというか、大きなよい効果を発揮できる側面もあるということもただいまお聞きいたしましたので、どのような検討をすればいいか、設置に当たっての検討がどうあるべきかというふうな部分について、まずは部内で消防車両以外の車両についてのドライブレコーダー設置について、まずは検討いたしてみたいというふうに思います。

- ○議長(渡辺忠君) 鈴木企画総務課長。
- ○企画総務課長(鈴木敏郎君) 再質問の1点目、ストレスチェックの関係についてご説明 をいたします。

まず、2点ご質問をいただきましたけれども、ストレスチェックの中の1点目の部分でございます。全職員に対してストレスチェックを実施しております。人数ではありませんけれども、全体的な傾向としての資料が事務局のほうに参ります。それを各所属ごとに取りまとめまして、先ほども申し上げましたとおり安全衛生委員会等に資料を出しながら、組織としてこういった傾向がありますよというような形で、その後の対応策をとらせていただいているというのが第1点目です。

あとは、結果に基づきまして、この方々は医師の面談が必要ではないかという部分が、これは限られたところに通知が来ますけれども、その限られた職員の中において、必要と思われる職員のほうに医師の面談を必要としますかということで希望調査を行いまして、面談を

希望する者に対しては面談の機会を与えるというような措置をとって、ストレスチェックの ほうの活用をさせていただいているというのが現状でございます。

次に、パワハラ、セクハラ対策について、ストレスを感じる職員もいるだろうから、そういったきちんとした職場環境を設置していくべきではないかというご質問とご理解いたしましたけれども、セクハラ、パワハラに対しての特化した特定の研修会等については、現在のところ実施していないというのが実情でございます。しかしながら、昨年度から事務局におきましては、事務局長において全職員の個別面談を実施したりして職員の状況等を把握しているというような部分で、職員の抱えている悩みとか課題等を確認しながら、的確なアドバイス等を行いながら、職場全体の良好な職場環境づくりに努めているという部分がありますし、昨年度から導入しております人事評価制度におきましては、期首、中間、期末と被評価者と評価者の面談を実施しております。こうした中で、職員の悩み等を聞きながら良好な職場環境づくりに努めているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) 先ほどの2点目の残骨灰の部分のご 質問にお答えいたします。

有害物質の処理というところでございますが、確認し問題はないという状況でございます。 先ほどのご質問にお答えしました際に、次回以降の発注方法、変更も見据えているところで ございまして、今後につきましてもそのあたりには配慮しながら進めてまいりたいというふ うに考えてございます。

以上です。

- ○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。
- ○消防長(阿部保之君) ハラスメントの関係についてご説明を申し上げます。

消防の組織、階級社会、階級制度でございますし、厳格な規律保持を求められる組織でございますので、ハラスメントに結びつく可能性があるのではないかということで、個人の尊厳を損なう行為をしない、させない、見逃さないとしたハラスメント防止宣言、これを消防長命で今年7月、全職員に通知してございます。

また、万が一ハラスメントがあった場合には職場の外部である総務省消防庁が設置した相談窓口、これは電話番号を明記したリーフレットでございますが、これも全職員に配付、通知しているところでございます。

以上です。

- ○議長(渡辺忠君) 7番阿部加代子議員。
- ○7番(阿部加代子君) パワハラ、セクハラにつきまして、もう一度お伺いしたいという ふうに思います。

消防長のほうから相談窓口を職員に対して通知をしているということでございました。や

はりそういう体制が必要かというふうに思いますので、評価して面談をしていただいている わけですけれども、デリケートなことですので、なかなか相談しづらいということがあると 思います。公平委員会等も設置されているようでございますので、相談しやすい体制づくり にぜひ心がけていただきまして、相談窓口があるということを徹底していただきながら、今 後ぜひ、さらに取り組みを進めていただければというふうに思いますけれども、伺って終わ りたいというふうに思います。

- ○議長(渡辺忠君) 鈴木企画総務課長。
- ○企画総務課長(鈴木敏郎君) 貴重なご意見ありがとうございます。組合全体といたしましても、公平委員会の相談窓口でありますとか、先ほど消防長のほうからお話ありました消防庁の相談窓口等の情報等については、それぞれ職員のほうに流しながら、あとは周知をしながら、そういった部分の相談方法があるよということを周知してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(渡辺忠君) それでは、この後の質問につきましては休憩後にいたしまして、午後 1時まで休憩いたします。

#### 午後零時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(渡辺忠君) 再開いたします。

議案第3号の質疑を行います。

1番千葉敦議員。

○1番(千葉敦君) 消防について伺います。

江刺東分遣所が昨年の5月から消防、救急等をやられておりますけれども、たしか常駐職員は3名で、出動した場合は空になるといいますか、建物の中にはおられないわけで、その場合にも消防であったり、救急であったり、例えば救急車が出た場合に、そこの該当地域からさらに119番が来た場合にどのような対応をされているのか、まずお伺いします。

- ○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。
- ○消防長(阿部保之君) 玉里に設置しております東分遣所の救急隊、出動した後にまた江 刺東部地区で救急要請があった場合は、近隣の署所、まず1番は江刺消防署から出動する形 で補完している状況でございます。
- ○議長(渡辺忠君) 1番千葉敦議員。
- ○1番(千葉敦君) 救急車が出て、また救急車という場合は、それやむを得ないとは思うのですが、例えば救急車が出た後、不幸にして火災の発生の例えば連絡があった場合には消防車はあるのだけれども、結局動かせない、3人が出動していて出られないと。せっかくの消防車の配置が宝の持ち腐れになるのではないかなと思いますが、その場合に職員をすぐ補充できる体制はとれないものかどうか伺います。

○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。

○消防長(阿部保之君) 救急出動した後の職員の補充体制とのご質問でございますが、消防車両、救急車両ございまして、この要員の考え方でございますが、消防ポンプに対する消火要員、これは必須で要員積算してございます。救急車両に対する救急隊員、これにつきましては火災の発生件数等の条件がございまして、消火隊員、消防用隊員をもって救急隊員を兼務できると、その条件をクリアした形で要員の積算、算定してございます。火災があった場合、火災出動した場合には2次救急といいますか、救急が発生した場合の要員として非番あるいは週休の職員の補充をしておるところでございますが、今議員からご質問ございました、その逆のパターン、救急車が出動した場合の消火要因の補充は図らないのかという状況でございますが、これについては図っていない現況でございます。

○議長(渡辺忠君) 1番千葉敦議員。

○1番(千葉敦君) 以前にも一般質問等でも質問しておったわけですけれども、職員の定数がやはり十分ではないから、そのような状況が起きるのかなと思いますので、それについて、これは28年度の決算ですけれども、次年度に向けて同じような状況なのか、あるいはもっと、せっかくある消防車、救急車をうまく有効利用するために職員の体制を、例えば江刺署からすぐ補充できるような人員体制をとれないものかどうか伺って終わります。

○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。

○消防長(阿部保之君) 職員の充足率といいますか、総務省消防庁から示されます消防力の整備指針、考え方、これ3年に1回の調査がございます。直近が平成27年度でしたので、恐らく平成30年度に再度調査あるものと考えております。その調査の指針が先ほど申しましたように火災の件数、救急の件数で、比率によって救急隊員は消火隊員、消防要員をもって救急隊員とみなすことができる、前回の調査はそういう条件で積算してございます。30年度につきましては、調査条件示された後、また再度検討する必要があろうかと思います。

また、東分遣所で救急車が出動した場合の江刺消防署、いわゆる岩谷堂にある消防署から 要員の補充はどうなのだというご質問でございますが、江刺消防署においても同じ条件で要 員詰めてございますので、職員派遣した場合、今度は何らかの車両の要員が不足するという 形になりますので、次の30年度調査までは現行のまま対応したいと考えているものでござい ます。

以上です。

○議長(渡辺忠君) 3番及川佐議員。

○3番(及川佐君) 主要施策の成果に関する報告書の8ページ、9ページ、保健衛生費、 8ページ目は休日診療所の運営事業、9ページ目には夜間診療所の運営事業がございますの で、ちょっとお伺いします。

ここに主な、2つとも多分医師会の協力によって成り立っていて、かなり役に立っている という認識はございますが、主な歳出の内訳がちょっとなかなか理解できないので、例えば 使用料及び賃借料は医師会館使用料120万円、右側の夜間のほうも同様に使用料及び賃借料120万円になっています。これがどういういきさつなのか。高い、低いではなくて、どういういきさつでこれがなったのか、今後どうなるのかについてお伺いいたします。

- ○議長(渡辺忠君) 鈴木企画総務課長。
- ○企画総務課長(鈴木敏郎君) 3番及川佐議員さんの質問にお答えいたします。

8ページ、9ページにございます使用料及び賃借料の関係で、医師会館の使用料として休日診療所開設場所に対して120万円と夜間診療所のほうに関して年間120万円、お支払いをさせていただいております。夜間診療所につきましては、もともと奥州市が小児夜間診療所として運営を行ってきたものでございまして、平成27年4月1日から運営主体を当組合のほうに移管をいただきまして現在に至っております。365日、子供を初めとする突発的な疾病のよりどころというような形で設置をさせていただいております。現在は、休日診療所、夜間診療所とも当組合の運営という形で設置をさせていただいておりまして、年間合わせて240万円の家賃としてお支払いをさせていただいております。奥州市から小児夜間診療所として移管を受けてきた経緯と、あとは議員さんのご質問の中にもありましたけれども、診療所の運営に際しましては奥州医師会の絶大なご協力のもとに設置しているというような経緯もございまして、それぞれお家賃というような形でお支払いをさせていただいているという状況でございます。あと今後につきましても今ご説明したような内容でございまして、妥当な金額ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

- ○議長(渡辺忠君) 3番及川佐議員。
- ○3番(及川佐君) 何が妥当かはよくわかりませんが、あわせてここに報償費も書いてございます。この積算の根拠は何か、どういうことなのでしょうか、これもあわせてお伺いいたします。
- ○議長(渡辺忠君) 鈴木企画総務課長。
- ○企画総務課長(鈴木敏郎君) 報償費の部分についてご説明をさせていただきます。

ここは、主に医師の謝礼という部分になってございます。まず、休日診療所でございますが、医師の報酬に際しましては1時間当たり1万500円という単価でもって、休日診療所については7.5時間の勤務という形で、1日7万8,750円というような単価を用いてございます。さらに、1月1日から3日、4月29日から5月5日という部分につきましては5割増しというような形でお支払いをしているという内容になってございます。

あと夜間診療所の部分でございますが、夜間診療所、365日、夜に勤務していただいておりますが、平日の勤務に関しましては日額4万円、土曜日、日曜日、休日においては日額6万円、あとは8月13日から16日、12月29日から1月3日までの期間につきましては日額8万円というような形でお支払いをさせていただいているという内容でございます。

○議長(渡辺忠君) 3番及川佐議員。

○3番(及川佐君) それちょっと今メモし切れなかったので、後でもしそういう一覧表がありましたらいただきたいのです。

同時に何か医師会とそういう取り決めでなっているのでしょうか。何かそういう書面があるわけですか。もしあればそういうのも、別に結構ですので、今ではなくていいのですが、 資料としてお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(渡辺忠君) 鈴木企画総務課長。
- ○企画総務課長(鈴木敏郎君) 後ほど説明用の資料を作成いたしましてご提示させていた だきたいと思います。
- ○議長(渡辺忠君) 9番今野裕文議員。
- ○9番(今野裕文君) 2点お尋ねいたします。

1つは、農業集落排水の汚泥の処理、困難だということで、多分燃える成分というか、燃えやすい成分がないからだと思うのですが、農業集落排水処理場というのはいっぱいあって、 平準化というのはそんなに難しくないのではないかというふうに私は思うのですが、こういう記載になったのはなぜなのかお尋ねをいたします。

もう一つは、消防の盛岡から指令を出すということで、デジタル化もされていますし、東 分遣所もできていますし、そういう中で、きのうだか、消防日報をいただきましたけれども、 現場到達所要時間というのがどれだけ短縮されているのかというのは検討されているのか、 もしされているのであればご紹介をいただきたいというふうに思います。

- ○議長(渡辺忠君) 千葉水質管理課長。
- ○水質管理課長(千葉美隆君) 9番今野議員のご質問にお答えいたします。

主要施策の成果に関する報告書の24ページの中の質問だと思いました。これにつきましては、農業集落排水の汚泥につきましては、やはり油分であったり、し尿の処理における処理工程の中で、ドラムスクリーン等、前処理設備がありますけれども、それらの目詰まり等を起こしていることがございました。そのために農業集落排水、汚泥の割合が多くなりますと前処理の工程の中でかなりスムーズにいかない部分がございますので、それらの平準を図るということで、このように記載をしております。ですので、一定の割合以上入れないような措置を、収集運搬される、バキューム車で搬入されるわけですけれども、それらの業者の方々に調整をお願いしているということでございます。

- ○議長(渡辺忠君) 平消防次長。
- ○消防次長兼消防救急課長(平裕司君) 県央指令センターのほうに119番通報が集約されて、現場到着時間に変化があるのかというふうな部分についてのご質問だと認識しました。119番を受理して、緊急指令というふうな形で出るまでの時間に変更もございませんし、指令を受けてから現場到着までの時間、これにつきましてもこれまでと同様変わりないというふうに認識しているところでございます。

あともう一点、東分遣所ができてどうなったかというふうな部分でございますけれども、これまで20分以上かかっていた救急件数が平成27年中で297件ございました。これが平成28年中には265件と減ってございます。よって、これまで岩谷堂から出動していたものが、東部エリアをカバーする東分遣所ができたことによって現場到着時間の短縮につながっているものと認識しているものでございます。

- ○議長(渡辺忠君) 9番今野裕文議員。
- ○9番(今野裕文君) 汚泥の問題は、結局搬入の手法の問題でしかないということなのですか。私的に言うと処理場はいっぱいあるわけで、計画的にやればそんなに問題ないのではないかというふうに思ったのでお尋ねをしたのでした。29年度は、そういう体制で問題がないというふうに理解していいのかどうか、もう一回お尋ねします。

それから、ちょっと今のそっちの答弁はどうなのだろうなというふうに思います。デジタル化する、盛岡に集約することによって一定の時間短縮が可能だという説明を私は受けているように思うのですけれども、少しちゃんと調べて後で教えてください。

- ○議長(渡辺忠君) 千葉水質管理課長。
- ○水質管理課長(千葉美隆君) 農集汚泥の搬入につきましては、業者のほうから2カ月ごとに搬入量の聞き取り調査をし、対応しております。なので、計画的な対応をしておりますので、農集汚泥については今後についても取り組み方としては同じなので、問題ないものと考えております。
- ○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。
- ○消防長(阿部保之君) 9番今野議員からご指摘ありました指令共同化による効果及び江 刺東分遣所設置による効果、後ほど資料作成し、お配りしたいと存じます。
- ○議長(渡辺忠君) 6番髙橋政一議員。
- ○6番(髙橋政一君) 2点お伺いします。

まずは、決算書の16ページにあります東京電力の賠償金184万2千幾らの分なのですが、この内容と、それから調定で出していると思うのですが、まだ残っているものあるのかどうかという部分についてお伺いをします。

それから、2点目は主要施策のほうの17ページで可燃ごみについてですが、全体で0.5%減少したと。不燃のほうもあるのですが、この減少についてどう捉えているかと。要するに何らかの取り組みがあって現状したのか、自然減という言い方もあれですけれども、それに近いのかという、どういう捉え方をしているのかなということでお伺いをいたします。

- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) 6番髙橋議員のご質問にお答えします。

まず1点目でございますが、東電、こちらの賠償請求の状況でございます。平成28年度決算、決算額につきましては184万2,408円ということでございますが、こちらにつきましては

平成26年度分の請求分が28年度に収入されたということでございます。また、現在の状況、残りがあるかということでございますが、平成23年、24年度分につきましてはADRに申し立てを行い、和解金として1,800万円ほど歳入となってございます。25、26につきましても、ADRに申し立てを行っているものの、その和解の手続、作業等に時間がかかり、まだこちらのほうの和解が決定されておりません。

また、27年度、28年度分につきましては東電賠償へ請求を行っておりますが、東電との一部合意につきましては、27年度は940万円の請求に対しまして170万円ほどという状況でございます。

原発災害が発生し、平成23年度から28年度まで6年間という歳月が流れてございますが、この6年間で請求額は約7,000万円請求してございます。そして、東電との一部合意、こちらにつきましては1,150万円ほど、さらにADRの申し立てにつきましては、ただいまご説明いたしましたように4,000万円ほどの申し立て、ADRのほうですが、してございます。和解については1,800万円、そうしまして現在ですが、残額約4,000万円ほどが請求に対しまして支払われていない、そういった状況でございます。

次、2点目でございますが、可燃ごみの減少ということでございます。非常に小さな数字であるなというふうには考えてございます。震災発生以降、急にごみが、当然その影響で増えたわけでございますが、その後落ちつくかと思われましたが、なかなか落ちつかない状況でございます。いろいろな状況を考えまするに震災復興、こちらにかかる作業従事者の方々が奥州金ケ崎地域にいらっしゃるということもございますし、組合といたしましてもごみの減量化につきましては施設見学、構成市町のごみ減量化を啓蒙するイベント等に参加するなどしまして取り組んでいるところではありますが、こういったささやかな数字の減少にしかつながっていないものでございます。

以上でございます。

- ○議長(渡辺忠君) 6番髙橋政一議員。
- ○6番(髙橋政一君) まだ請求額に対して、その残額が4,000万円ほどあるということなわけですが、この見通しといいますか、それがありましたらばお知らせをいただきたいと思います。

それから、ごみの減量については当組合だけではなく、もちろん構成市町との取り組みということに多分なるのだろうと思うのですが、過般組合で視察をした苫小牧の分なのですが、かなり減量化に取り組んでいましたし、それから形として、いわゆる2つあった処理施設のうち1つを廃止するというところまで進んでいるというのが見えれば、市民としても、いや、これだけ取り組んでいるなというのが形として実際に見えるという部分があるのだろうというふうに思うのです。うちの場合は1つしかありませんので、そういう形にはもちろんならないのですけれども、いろいろ具体的に市民の方々が、これでいわゆるごみの量が減って、全体の市民負担も幾らかでも減っているということが実感できるような、そういう取り組み

はやっぱり必要ではないか。取り組みしていないということではありません。先ほど説明あったのでしているわけですが、さらなる取り組みが、このいわゆる長寿命化を含めて必要なのではないかというふうに思うのですが、その辺の考え方をお知らせいただければと思います。

- ○議長(渡辺忠君) 菅原施設管理課長。
- ○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長(菅原優君) まず、東京電力への賠償請求の見込みについてお答えしたいと思います。

岩手県の県内市町村、岩手県におきましては、足並みをそろえてこの賠償請求を行っているところでございます。第1回目、1,820万円のADRの和解額が出たところでございますが、第2回目につきましては岩手県を除いて、まだ和解の合意がなされていない状況でございます。こういった中ではございますが、主に岩手県、主にといいますか、県が中心となって構成市町に随時の情報提供等々をしていただいているところでありまして、そういった部分、ほかの団体、県内の他団体と協調しながら取り組んでいくしかないのかなというふうには考えてございます。

2点目でございます。ごみの減量化、市民の啓発、取り組んでいかなければならない、具体的に何かないかというご質問というふうに理解いたしました。議員ご指摘のとおりごみの減量化につきましては、組合のみならず奥州市、金ケ崎町、この3者が一体となって進めていかなければならないものと考えているところでございます。議員ご指摘の市民の啓発、啓蒙という部分でございますが、市民という言葉には当然この奥州市、金ケ崎町の事業者の分も含まれているものというふうに思います。組合では、今回基幹改良工事を予定してございますので、大口のごみの搬入事業者、そういったところもピックアップしながら個別に訪問したいなというふうに考えてございます。奥州市におきましても、そういった事業者に対する依頼文書等々を出している状況でございますが、組合としましてはどこの事業者がどれぐらいの量を持ってきているかというところは、大体の大口のところは押さえておりますので、そういったところを中心に当たっていって基幹改良工事の休炉期間対応にもつなげたいものだなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(渡辺忠君) 10番千葉正男議員。
- ○10番(千葉正男君) 消防関係で3つほどお伺いいたします。

最初に、39ページの消防施設費の中から関連してお伺いいたします。先ほども県央指令の話が出ましたけれども、28年度から県央指令の体制になって2年目になっております。これまで県央指令になったことによるトラブル等々はなかったのかをお伺いしたいのと、それから指令のほうは受信できるのですけれども、火災現場あるいは災害現場において、ハンディにおいて県央につながらないと、つながりにくいということもあったように見受けております。車載では通じるようですけれども。山林火災等々の場合は、ハンディでの連絡が必要か

と思いますが、例えば中継局をふやすというような事案といいますか、そういう課題に立っていないのか、その辺をお伺いいたします。

それから、2つ目には38ページの関係で、参考までにお伺いしますけれども、備品購入費の空気呼吸器、ライフゼムの面体についてお伺いいたします。今各分署に女性の隊員が配置されておりまして、火災事案においても女性の隊員ももちろん消火隊として出動しております。連帯使用もしておると、ライフゼムの着用もしていると思いますが、面体については個人の所有のものになっているものか、あるいは男女交代番によって共有になっているものかお伺いいたします。

それから、3点目は記載がありませんけれども、ドクターへリとの関係についてお伺いいたします。きのうのNHKの10時25分から「プロフェッショナル」という番組で、ドクターへリの有効活用についての番組ありました。ドクターへリの要請の手順についてお伺いいたします。一般的には救急車が現場に行って、その状況を見て、けがの状況等々を見てドクターへリを要請するかしないかというような判断で進んでいるのかなと思いますが、きのうのテレビを見ますと同時に指令がかかって、必要ないときは途中で戻すと、返すというような体制で、要救助者の対応を早くしようというような流れで進めているのが見受けられました。当組合の場合はどうなっているのかお伺いいたします。

- ○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。
- ○消防長(阿部保之君) 4点の質問いただいたところでございます。

2点目の携帯無線によって県央指令センターとのつながりがどうなのだろうという点につきましては、担当課長から答弁いたさせます。

まず、1点目の県央指令、指令が盛岡に行ってトラブルはどうなのかということでございますが、トラブルはございません。

3点目の面体共有、空気呼吸器の面体、これにつきましては消防車両に搭乗する消防隊員 全員が装備できる数の空気呼吸器を車載、積載しているところでございます。面体につきま しても同じ数でございますので、隊員個人につき1つという状況ではございません。いわゆ る共有の面体でございます。

4点目のドクターへリの要請につきましては、岩手県、ドクターへリ運用開始した時点でキーワード方式を採用してございます。高エネルギー外傷、いわゆる時速15キロ以上の車両の衝突事故だ、あるいは高所3メーター以上からの転落事故だ、その他循環器の関係やら何やらということで、こういう言葉が119番通報に入ってきたらば同時にドクターへリ要請してくれと、そういう形でドクターへリと各県内の12消防本部、確認してございます。119番の時点でそのキーワードが入っていた場合は、同時にドクターへリ出動要請する。これが結果としてオーバートリアージといいますが、要らないのだよとなった時点で、あとドクターへリはそのまま帰投するという形で、救える命は全て救うという考えでドクターへリは運用しているものでございます。

あと線の通話関係につきましては、課長から答弁いたさせます。

- ○議長(渡辺忠君) 平消防次長。
- ○消防次長兼消防救急課長(平裕司君) 無線関係のご質問についてお答えいたします。

このデジタル無線を整備するに当たって、あらかじめシミュレーションをしてございます。 その中で、一定の基準としたのがアナログ無線のエリアを100%包囲できるような形で、この デジタル無線のエリアが包囲できるようなシミュレーションをしてございます。その関係で、 国見平、消防本部の基地局、伊手、梁川、前沢分署の簡易基地局というふうな形で、管内ほ ぼほぼ不感地帯がないような設計でデジタル無線を整備したものでございます。ただ、デジ タル無線の特性もございますので、どうしても無線が入りづらいような場所が実際にはあろ うかと思いますけれども、そういった場合には中継車等を配備して、災害情報が常に共有で きるような無線環境を整えるというふうな形で対応してまいりたいと考えているところでご ざいます。

- ○議長(渡辺忠君) 10番千葉正男議員。
- ○10番(千葉正男君) ありがとうございます。2点ほど再質問いたします。

県央指令体制になってから問題はないという話でしたけれども、当初の計画のときに花巻市が離脱したのは、災害時というか、トラブルのときのバックアップ体制にちょっと納得できない、要するに理解できないということで離脱したとお伺いしているのですけれども、今まで2年……まだ2年たっていないですけれども、昨年からスタートしまして、災害時、いわゆる通じないときの場合の訓練というものは、県央指令を中心とした訓練というのはやられているものか、あるいはやられていなかったら今後やる予定はあるのか、今後のためにやっておくべきだという意味合いからお伺いをいたします。

それから、もう一つはライフゼム、いわゆる空気呼吸器の面体については、私の意見としては男女、男性は何とも、女性側からするとやっぱり面体を個人持ちにしたほうがいいのではないかなという思いを持っていますが、改めてその辺をお伺いいたします。

- ○議長(渡辺忠君) 阿部消防長。
- ○消防長(阿部保之君) 県央指令センターからの指令の関係は、花巻さん含めて4消防本部で検討していた際、花巻市消防本部からは洪水時の情報伝達、複数の災害、出動要請があった場合の情報伝達ルートに不安が残るのではないかということで、花巻さん、結果としてこういう格好になったわけですが、指令センターから各消防本部、情報伝達ルートは複数確保してございますので、それについては問題ないと考えております。

また、障害発生時、いわゆるトラブル時の対応はどうなのだということで、先週障害発生を想定した訓練も実施して、災害時の対応もまず大丈夫なことを確認した次第でございます。 また、空気呼吸器の面体につきましては、議員ご指摘のとおり男性、女性の関係もございますので、隊員一人一人に面体、個人面体にできるよう、前向きに検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(渡辺忠君) 2番廣野富男議員。
- ○2番(廣野富男君) 1点だけお伺いいたします。

主要施策報告書の24ページの脱水汚泥肥料の件でお伺いをいたします。ここを見ますと、脱水汚泥肥料は希望者に無料で配付しているということでございますが、これはし尿から発生する汚泥の全てのものが脱水汚泥肥料として頒布されているのか。ここに記載されているのは、そのうちの何%かが記載されているという中身なのかどうか。もし販売されていない脱水汚泥肥料というのは、最終的にどういうふうに処理されているのか、その点お伺いいたします。

- ○議長(渡辺忠君) 千葉水質管理課長。
- ○水質管理課長(千葉美隆君) 2番廣野富男議員さんのご質問にお答えいたします。

脱水汚泥肥料でございますけれども、こちらにつきましてはし尿処理施設の処理工程から発生する余剰汚泥を脱水して発生するものでございます。24ページの記載にあります一番下の28年度33.36トン、これらについては汚泥肥料として袋詰めをして市民の方々に、ご希望される方に無料で頒布をしております。それから、それ以外の分につきましては、当ごみ焼却処理施設のほうで焼却処理をしてございます。およそ1,300トン程度の焼却にはなってございます。

以上でございます。

- ○議長(渡辺忠君) 2番廣野富男議員。
- ○2番 (廣野富男君) そうしますと、1,300トンは単にごみといいますか、資源として使われないで焼却されているということなのかなと思うのですが、この33トンというのは大変微々たる量だと思うのです。それで、これ家庭菜園というふうな活用ですが、例えば水田とか転作田とか、そういうふうに使えない肥料なのか、そこら辺。私、せっかく出る資源ですから、これを家庭菜園にとどまらず、農家のほうにPRをして、できるだけ製品化したものは有効活用するように私努力したほうがいいのだろうと。ただ、投げてしまうのは大変もったいないものですから、そこら辺の今後の方向とか、あるいはPRの仕方等々、それと私、その無料が本当にいいのかどうかというのは、はてなというクエスチョンがあるのですが、私は加工するまでの経費もかかっていると思いますから、例えば100円とか、何千円ではなくて結構なので、100円とか幾らかの値ごろ感、経費の一部を利用者に負担していただくようにするのもひとつその組合の運営としては、経営としては幾ばくかの収入にはなるのではないかというふうに思いますので、その点お伺いをいたします。
- ○議長(渡辺忠君) 千葉水質管理課長。
- ○水質管理課長(千葉美隆君) ただいまのご質問にお答えいたします。

実は汚泥肥料につきましては、東日本大震災以前は200トン程度の頒布があったものですが、 その際事故をきっかけに汚泥のほうに放射能が含まれていることがわかりまして、その時点 で頒布を休止した経過がございます。26年11月から無料での頒布を再開したわけですけれど も、やはり少しPR不足があったのか、当時の量にはまだ依然戻っていないということで、 今後一層PRのほうに、当組合の広報を含めましてPRできるようにしていきたいと考えて おります。

あとそれから、汚泥肥料の有料化につきましては、今後検討させていただきたいというふ うに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺忠君) 質疑を終結いたします。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり認定する ことに決しました。

~~~~~~()~~~~~~()~~~~~~()~~~~~~~

○議長(渡辺忠君) 日程第9、議案第4号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域 水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長(渡辺和也君) 議案第4号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道 用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算状況についてご説明申し上げます。別冊の決算書1ページ、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の状況でありますが、水道用水供給事業収益は営業収益4億2,944万6,180円、営業外収益8,412万341円で、総額5億1,356万6,521円であります。

次に、水道用水供給事業費用は、営業費用4億863万1,713円、営業外費用9,349万3,630円で、総額5億212万5,343円であります。

5ページをお開き願います。この結果、平成28年度は1,144万1,178円の純利益が生じております。

もう一度戻っていただきまして、3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。資本的収入及び支出の状況でございます。資本的収入は、企業債1億2,080万円であります。

次に、資本的支出は、創設事業費3,498万9,039円、企業債償還金2億5,959万5,384円で、 総額2億9,458万4,423円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,378万4,423円は、過年度分損益勘定留保 資金で補填しております。

次に、8ページをお開き願います。こちらは、剰余金処分計算書案であります。平成28年 度末の未処分利益剰余金は5億2,704万3,053円で、その内訳は平成28年度の純利益1,144万 1,178円、地方公営企業会計基準の見直しによる移行処理により生じた平成25年度以前の長期前受金収益化額など5億1,560万1,875円であります。

毎事業年度生じた利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、平成28年度の純利益1,144万1,178円を議会の議決を経て減債積立金に積み立てようとするものであります。

なお、会計基準の見直しにより生じた5億1,560万1,875円につきましては、従前資本剰余金に整理していた額の一部を利益剰余金に振りかえたものであり、現金としてあるというものではございません。

それから、12ページをお開き願います。平成28年度の水道用水供給事業の概況でありますが、奥州市内7カ所の受水池へ供給いたしまして、年間供給水量は353万3,823立方メートル、平成27年度と比較して56万9,694立方メートルの減、年間総有収水量は347万9,776立方メートル、前年度比較55万7,857立方メートルの減となっております。これは、主に奥州市で新配水池の築造工事によって濁水事故が発生し、工事期間中における影響を最小限に届けるために配水区域が縮小されたことによって水量が減となったのが主な原因でございます。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決、ご認定賜りますようお願いを申 し上げまして説明を終わります。

- ○議長(渡辺忠君) ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。 7番阿部加代子議員。
- ○7番(阿部加代子君) 決算審査意見書の12ページにございますけれども、ただいまも説明いただきましたが、総供給水量は減少しているということでございますけれども、営業費用の中で原水及び浄水費用が前年度比較27.9%増加している、これは浄水処理工程で生じる汚泥の処理費用がかさんだものとなっており、浄水処理方法の見直しや適切な浄水薬品使用料の研究等による経費削減に努められたいというふうに意見が付されております。この費用の増加の実態について、どのように捉えられているのかお伺いをします。

また、今後の対応については何か検討されているのかお伺いします。

それと、汚泥の活用について何か検討されているのであればお伺いをしたいというふうに 思います。

以上です。

- ○議長(渡辺忠君) 千葉水質管理課長。
- ○水質管理課長(千葉美隆君) 7番阿部議員のご質問にお答えいたします。

天日乾燥床から発生する汚泥についてでございます。28年度における天日乾燥床の汚泥の処分につきましては、浄水場、20年度から暫定給水を開始してまいりましたが、初年度となる汚泥の処分となるものでございました。これについて、いろいろ天日乾燥床に張る汚泥の量、汚泥の濃度等、調整がまだ不十分な面がございまして、処分する費用が少し高くなったものでございます。

今年度の見通しとしまして、前年度の原因を追及しまして、浄水処理工程における凝集剤、いわゆるパックと呼ばれる薬品ですけれども、その注入量が多いと少し乾燥のしにくい汚泥になりやすいというところまで原因を追及し、そして天日乾燥床に張る汚泥につきましては、一定の濃度にした上で天日乾燥床に張るよう改善をいたしましたので、今後の処理につきましては安定的な処理が期待できるものと考えております。

それから、浄水汚泥の産業廃棄物での処理以外の有効利用という点で考えますと、これらにつきましては今後検討課題だと思って、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(渡辺忠君) 質疑を終結いたします。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺忠君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決及び 認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成29年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。ご苦労さまでした。

午後1時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

### 平成29年11月14日

### 奥州金ケ崎行政事務組合議会

議長 渡辺 忠

8 番 中澤 俊明

9番今野裕文